

# V 改正実務対応報告18号、IFRS16号を中心に 在外子会社等の 会計処理ポイント

PWCあらた有限責任監査法人  
公認会計士

林 千雄

## はじめに

●改正実務対応報告18号では、IFRS9号においてOCC-オプショ  
ンを選択した資本性金融商品の売  
却および減損処理について、連結  
決算上、修正が求められる。

●改正実務対応報告18号は、  
2019年4月1日以後開始する  
連結会計年度の期首から適用され  
る。早期適用も認められる一方で、  
適用開始を遅らせる選択も容認さ  
れている。

●IFRSにおいて、来年度から強制  
適用されるIFRS16号「リース」  
は、特に、借手に重要な影響が生じ  
る可能性がある。

2018年9月14日、企業会計基  
準委員会(ASBJ)は、改正実務対  
応報告18号「連結財務諸表における  
在外子会社等の会計処理に関する当  
面の取扱い」(以下、「改正実務対応  
報告18号」という)および改正実務対  
応報告24号「持分法適用関連会社の会  
計処理に関する当面の取扱い」(以  
下、両者あわせて「改正実務対応報  
告」という)を公表した。

改正実務対応報告は、連結財務諸  
表において、在外子会社等が国際財  
務報告基準(IFRS)9号「金融商  
品」を適用し、資本性金融商品の公  
正価値の事後的な変動をその他の包  
括利益に表示する選択をしている場  
合の組替調整に関する取扱いを明ら

かにしている。改正実務対応報告は、

原則として2019年4月1日以後  
開始する連結会計年度の期首から適  
用されるが、早期適用を含む複数の  
適用方法が認められており、早期適  
用した場合には2019年3月期決  
算にも影響を与える可能性がある。

また、最近のIFRSを取り巻く  
状況としては、重要な新会計基準の  
導入が進んでいる。収益認識(IF  
RS15号)や金融商品(IFRS9

号)の基準については、2018年  
1月1日以後開始する事業年度(3  
月決算会社では2018年4月1日  
以後開始する事業年度)から強制適  
用が開始されている。また、リース  
(IFRS16号)の基準については、  
来年度からの適用が求められてお  
り、在外子会社等のビジネスの内容  
によっては大きな影響が生じる可  
能性がある。

そこで、本稿では、2019年3  
月期における在外子会社等に関する  
会計処理のポイントとして、まず改  
正実務対応報告18号の概要を解説す  
る。次に、2019年3月期決算お  
よび来年度以降に強制適用となるI  
FRSの基準、特にIFRS16号  
「リース」に焦点を当てて留意すべき  
点を取り上げる。なお、文中の意見  
にわたる部分は筆者の私見であるこ  
とをあらかじめ申し添える。

## 改正実務対応報告18号

### 改正前の実務対応報 告18号の概要

連結財務諸表における親会社と子  
会社との会計方針の統一に関して、

企業会計基準22号「連結財務諸表に  
関する会計基準」では、連結財務諸  
表を作成する場合、同一環境下で行  
われた同一の性質の取引等につい  
て、親会社および子会社が採用する  
会計方針は、原則として統一しなけ